

より良い町行政の執行のために

幌延町職員倫理規程を制定しました

幌延町では、町職員が町民全体の奉仕者であり、その職務は町民から付託された公務であるという

の執行にあたらなくてはならない。

- ・常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を

自らや自らの属する組織のための私的利用のためにおいてはならない。
・法律、または条例によ

り与えられた権限の行使にあたっては、その権限の行使の対象となる者からの贈与等を受ける等の町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならぬ。い。
・時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に

意識して、行動しなければならない。
▼禁止行為
職員は、次に掲げる行為を行つてはならないと規定されています。
(表参照)
また、利害関係者以外の事業者等との間においては、
職員は、次に掲げる行為を行つてはならないと規定されています。

▼職員の倫理行動基準

- ・職務上知り得た情報について、町民の一部に対してものみ有利な取扱いをする等、町民に対して不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務

この倫理規程は、町職員の職務の執行の公正さに対し、町民の皆さんから疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する町民の信頼を確保することを目的にしています。

この倫理規程は、町職員の職務の執行の公正さに対し、町民の皆さんから疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する町民の信頼を確保することを目的にしています。

禁止される行為		認められる行為	
① 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること	② 利害関係者から金銭の貸付けを受けること	① 利害関係者から、宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。	② 職務として出席した会合において、利害関係者から簡素な飲食物の提供又は記念品（参加者全員に配布されるもの）の贈与を受けること。
③ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付を受けること	④ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること	③ 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。	④ 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること。
⑤ 利害関係者から未公開株式を譲り受けること	⑥ 利害関係者から供応接待を受けること	⑤ 職務として出席した会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。	⑥ 利害関係者と共に職務として出席した会議その他の打合せのための会合の際、自己の費用を負担して飲食すること。
⑦ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること	⑧ 利害関係者と共に旅行をすること。	⑦ 公共的団体の職員である利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食、遊技若しくはゴルフ又は旅行をすること（ただし、多数の者が参加する遊技等以外の遊技等にあっては、倫理監督員が町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められたものに限る）	⑧ 公共的団体の職員である利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食、遊技等をすること。
禁止行為の例外			
職員は、私的な関係がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、上記の行為を行うことができます。			

※利害関係者とは、町職員が職務として携わる許認可等の事務、補助金等交付事務、立入検査、監査等、不利益処分事務、行政指導事務、契約事務等を行う事業者又は個人をいいます。

※「金銭等の贈与」には、餞別、祝儀、その他これらに類するものとされるもの（香典又は供花にあっては、儀礼として社会通念上相当であると認められるものを除く）を含みます。

※私的な関係とは、職員としての身分に関わらない関係をいいます。